

山形市小児慢性特定疾病医療費助成制度について

令和8年3月作成

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、指定医療機関で受けた小児慢性特定疾病に係る医療費の自己負担の一部を助成する制度です。

小児慢性特定疾病医療費受給者証（以下受給者証）が交付されたら、指定医療機関を受診する際に、受給者証と自己負担上限額管理票を一緒に提示してください。

なお、指定医療機関とは、都道府県や中核市等の指定を受けた病院・診療所、薬局、訪問看護事業所です。詳細は山形市HP参照

(<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kosodatekyoiku/kosodate/1006613/1006020.html>)

1 対象疾患

① 下記すべての要件を満たし、厚生労働大臣が定める16疾患群801疾病です。

- ・慢性に経過する疾病であること
- ・生命を長期に脅かす疾病であること
- ・症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- ・長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

② 疾病ごとに認定基準がありますので、基準に該当するか主治医にご相談ください。

③ 対象となる疾病や認定基準などの情報は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページをご覧ください。

(URL: <https://www.shouman.jp/> ※市ホームページからもリンクあり)

2 対象者

小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である18歳未満の方が対象です。

18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。

3 申請者

受診者が18歳未満の場合、申請者は保護者（※）になります。

※ ① 受診者が加入している医療保険の被保険者となっている方

② 受診者と同一加入保険である保護者

(受診者と同一の加入保険に複数の保護者がいる場合は収入が高い方)

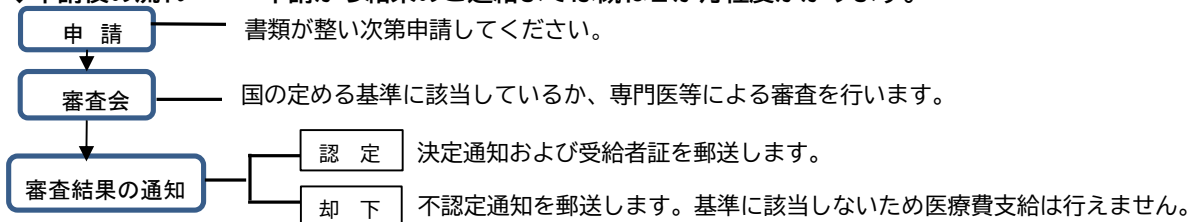
③ 受診者自身が医療保険の被保険者で、かつ、同一の加入保険に保護者がいない場合は、申請者は所得・収入の多い方の保護者になります。

(保護者が単身赴任などで市内にいない場合には、同居の監護者でも申請が可能です)

注：受診者が18歳以上の場合、申請者は受診者本人になります。

なお、本人以外が申請する場合は委任状が必要です。

◆申請後の流れ・・・申請から結果のご連絡までは概ね2か月程度かかります。



4 申請に必要な書類

- ① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）
- ② 小児慢性特定疾病医療意見書（指定医が3か月以内に作成したもの）
- ③ 受診者本人の医療保険の資格情報が確認できるもの
例） ・資格確認書、資格情報のお知らせ ・マイナポータルの「資格情報画面」を印刷したもの
(被保険者の氏名が記載されていない場合は、被保険者の資格情報が確認できるものもあわせて提出)
- ④ 医療意見書の研究利用についての同意書
- ⑤ 対象となる受診者及び同じ医療保険の加入者全員の個人番号（マイナンバー）
- ⑥ 身元の確認ができる書類（運転免許証等）
- ⑦ 障害年金や特別児童扶養手当を受給されている方は前年分の支給金額のわかる書類（非課税世帯のみ）
- ⑧ お子さんと同じ保険に加入する世帯員の小児慢性特定疾病や指定難病の受給者証の写し（該当者のみ）
- ⑨ 委任状（18歳以上の対象者で代理の方が申請する場合のみ）

◆該当する方のみ提出が必要な書類

必要な書類	作成者	書類の様式
重症患者認定申告書	申請者	母子保健課窓口又は市ホームページで入手
人工呼吸器等装着者証明書	小児慢性特定疾病指定医	

5 階層区分と自己負担上限額について

階層区分の基準	自己負担上限月額 (患者負担割合：2割、外来+入院)		
	原則		
	一般	重症（※）	人工呼吸器装置者
生活保護	0		
低所得Ⅰ 市町村民税 非課税 保護者所得（受診者が18歳以上の場合は受診者本人所得） 82万6500円以下	1,250		500
低所得Ⅱ 市町村民税 非課税 保護者所得（受診者が18歳以上の場合は受診者本人所得） 82万6500円超	2,500		
一般所得Ⅰ 市町村民税 課税以上～7.1万円未満	5,000	2,500	
一般所得Ⅱ 市町村民税 7.1万円以上～25.1万円未満	10,000	5,000	
上位所得 市町村民税 25.1万円以上	15,000	10,000	
入院時の食費	1/2を自己負担		

- ※ ① 「高額かつ長期」
月の医療費総額が5万円を超えた月が年間6回以上ある方も「重症」に該当
- ② 「世帯内按分」
同一世帯内に難病の特定医療費受給者又は小児慢性特定疾病医療費支給認定児童等がいる場合には世帯内按分により上記金額と異なる場合があります。
- ③ 血友病、生活保護の方は、食費の自己負担はありません。

6 その他

- (1) 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の遡りについて
支給開始日は、次の①または②のいずれか遅い日に遡ることが可能です。
①診断年月日
②申請日から原則1か月前の日（ただしやむを得ない事情がある場合、最長3か月前の日）まで
詳細は、市ホームページをご覧ください。
- (2) 更新申請の手続き
受給者証は、記載の有効期間内のみ有効です。引き続き受給するためには更新の申請が必要です。
- (3) 変更申請又は変更届の手続き
[変更申請]以下の事項に変更がある場合
・所得区分、「高額かつ長期」の該当及び世帯内按分等、自己負担上限額に係る事項
・受診等を希望する指定医療機関
・小児慢性特定疾病の名称（追加などが必要な場合）
[変更届]
・氏名、住所、医療保険など上記を除く受給者証の記載事項等に変更がある場合
- (4) 手当や福祉サービス等について
特別児童扶養手当や障害児福祉手当など該当になる場合もあります。
また、日常生活用具の給付やその他福祉サービスについても利用できる場合があります。
詳しくは山形市障がい福祉課023-641-1212にお問い合わせください。

【小児慢性特定疾病医療費支給認定申請の窓口・お問い合わせ先】

山形市母子保健課 給付支援係（山形市保健所内）

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

電話：023-616-7037（直通） FAX：023-647-2281

開庁時間：午前8時30分～午後5時15分

閉庁日：月曜・日曜か月曜が祝日のときは火曜、祝日、年末年始

駐車場：霞城セントラルパーキング、または東口交通センター

山形市ホームページURL：

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kosodatekyoiku/kosodate/1006613/1006020.html>

保健師が随時、電話相談をお受けしておりますので、お気軽にご相談ください。